

豊橋市街路樹再生指針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における街路樹のあり方を検討し、地域に根ざし愛される街路樹の再生を推進するため街路樹再生指針の策定に関する協議・調整を行うことを目的とし、豊橋市街路樹再生指針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 豊橋市街路樹再生指針の策定に関する事務
- (2) その他委員会が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 道路管理者又はその指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、豊橋市街路樹再生指針の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、第3条の委員から委員長が指名する者とし、委員長が不在のとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、委員長が指定した者とする。
- 4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会務を総理する。
- 5 部会の所掌事務は次のとおりとし、部会長は、委員会に検討結果等必要な資料を提出する。
 - (1)豊橋市街路樹再生指針の策定に関する基本的事項の調査及び検討
 - (2)その他委員会又は部会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第8条 委員会及び部会は、委員長又は部会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局は、都市計画部公園緑地課職員その他委員長が必要と認める者をもって組織する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、豊橋市街路樹再生指針が策定されたときをもって廃止する。